

## 新斎場整備推進本部会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新斎場の整備のための各取組を加速し、総合的に事業を推進するために設置する新斎場整備推進本部会議(以下「本部会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 本部会議の所掌事項は、新斎場の整備のための各取組に関することのうち、次のとおりとする。

- (1) 新斎場の整備推進に関すること。
- (2) アクセス道路や土砂災害対策施設等の付帯施設の整備に関すること。
- (3) 地権者や近隣住民、地域団体等の対応に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

### (本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて開催する。

- 2 本部会議の進行は、副本部長(市民局を所管する副市長とする。)が行い、不在のときは、他の副本部長が代理する。
- 3 本部長は、個別事項について専門的に検討及び調整を行うため、本部長、関係する副本部長その他関係する本部員をもって会議を開催することができる。
- 4 本部長は、必要に応じて本部会議の構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会議)

第5条 本部会議へ付議すべき事項について検討及び調整を行うため、本部会議に

新斎場整備推進幹事会議(以下「幹事会議」という。)を置く。

- 2 幹事会議は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には、市民局を所管する副市長をもって充てる。
- 4 副幹事長には、市民局長をもって充てる。
- 5 幹事には、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事長は、個別事項について専門的に検討及び調整を行うため、幹事長、副幹事長その他関係する幹事をもって会議を開催することができる。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会議の構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本部会議及び幹事会議の庶務は、斎場準備課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議及び幹事会議の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

別表第1(第3条関係)

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 市長公室長、総務局長、財政局長、市民局長、都市建設局長、区長、政策部長、シビックプライド担当部長、財政部長 |
|-------------------------------------------------------|

別表第2(第5条関係)

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長公室長、総務局長、財政局長、都市建設局長、緑区長、政策部長、シビックプライド担当部長、財政部長、まちづくり推進部長、土木部長、副区長、政策課長、総務法制課長、財政課長 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|